

特定非営利活動法人ジェンダー平等 Labota 利益相反防止規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人ジェンダー平等 Labota(以下、「当法人」という。)の運営及び事業の実施において、当法人の役員、及び職員(以下「役員等」という。)の利益相反行為を防止するために必要な事項を定め、もって当法人の職務が公正に行われることを担保すること、さらに当法人の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、役員等に適用する。

(定義)

第3条 本規程において、次に掲げる用語は、次の各号の定義によるものとする。

(1)利益相反(状態)

当法人の役員等が当法人の事業の目的に即した職務に従事する場合のうち、自己又は第三者に利益(金銭・地位・利権など利益の種類を問わない)をもたらす可能性がある状態をいう。

(2)利益相反行為

利益相反状態において、当法人の役員等が自己又は第三者の利益を図り、もって当法人の資金分配の公益性を損なう恐れのある行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとする。また、その行為の種類を問わない。

(3)利益相反情報

当法人の役員等につき、利益相反状態が存していることに関する情報のことで、個人情報を含むものとする。

(禁止事項)

第4条 役員等は、業務を行うに当たり、特定の個人または団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。

2. 役員等は、業務を行うに当たり、理事、職員、当法人のその他関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる。

3 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第19条第2項第3号口に定める資金分配団体(以下「資金分配団体」という。)及び／又は20条第1項に定める指定活用団体(以下「指定活用団体」という。)との間の利益相反を防ぐため、当法人の役員等が、資金分配団体及び／又は指定活用団体の役員等となることはできない。

4 役員等は、その他の利益相反行為を禁ずる。

(自己申告)

第5条 当法人は、利益相反防止のため、役員等に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則 本規程は、2025年9月12日より施行する。(2025年9月11日理事会決議)